

北海道大学ほっかいどう同窓会 規約

(2025年5月24日 改定)

【名称】

第1条 本会は北海道大学ほっかいどう同窓会と称する。

【事務局】

第2条 本会は、事務局を札幌市北区北海道大学内(060-0808 北海道札幌市北区北八条西7丁目 北海道大学クラーク会館内)に置く。

【目的】

第3条 本会は、北海道内において、母校と会員を結ぶ組織として、母校の発展と社会への貢献を図るとともに会員相互の交流、親睦などを目的とする。
なお、本会では政治、宗教、営利活動は行わない。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 会員名簿の作成、データベース化
(2) 会員との連絡及び情報交換
(3) 北海道大学及び北海道大学校友会エルムとの連携、交流
(4) 講演会、談話会、親睦会などの実施
(5) その他、本会の目的達成に必要なと認める事業

【会員】

第5条 本会の会員は北海道に在住または勤務する同窓生など下記の者を有資格者とし、そのうち所定の会費を納めた者とする。
(1) 北海道大学(旧名称の校名、医療技術短期大学含む)各学科部の卒業生、大学院修了者、各学部付属学校の卒業者
(2) 前号以外の教員、職員、研究に従事したもので、入会を希望する者
(3) 前(1)(2)に該当し、北海道以外に居住するもので、入会を希望する者

【入会、退会】

第6条 入会または退会しようとする者は、その旨を会長に届け出るものとする。
2. 会員は住所、職業などの変更があった場合には、会長に届け出るものとする。
3. 会員として本会に著しい損害を与えた場合、本会の活動を妨害した場合、本会の名誉を棄損する行為があった場合は、会長は評議員会の審議を経て該当会員を退会処分することができる。

【会費】

第7条 会員は、年会費3,000円を納めるものとする。
2. 年会費は、5年分を一括して納めることができ、その場合は12,000円とする。なお、一括払い期間中に退会した場合でも返金を行わない。

3. 60歳以上の会員で36,000円を一括して納めた場合は終身会員とし、以後の年会費を免除する。

【役員及び評議員の構成】

第8条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 15名以内
- (4) 監事 2名以内
- (5) 特別参与 若干名

2. 本会には、評議員を置く。

- (1) 評議員 (学部等同窓会選出) 30名以内
(会員選出) 100名以内

【役員及び評議員の選出・選任】

第9条 役員及び評議員は、第12条に規定する評議員会において選出し、第14条の総会において選任する。

- (1) 学部等同窓会選出の評議員は、学部等同窓会から選出する。
- (2) 会員選出の評議員は、幅広い年代を考慮して選出する。

【役員及び評議員の担務】

第10条 役員は総会において議決された事項等（以下、会務とする）の執行に当たる。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、会長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、会務を分掌する。
- (4) 監事は、本会の会計および会務の執行を監査する。
- (5) 特別参与は、会務に関する重要事項について助言する。

2. 評議員は、第12条に規定する評議員会を構成し、重要事項を審議する。

【役員及び評議員の任期】

第11条 役員及び評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 役員及び評議員に欠員が生じたときには、必要に応じて会長の委嘱により速やかに補充し、その任期は前任者の残余期間とする。

【評議員会】

第12条 本会には、評議員会を置く。

2. 評議員会は、役員及び評議員をもって構成する。
3. 評議員会は、総会議案など次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 会則の改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項

(4) 役員及び評議員の選出に関する事項

(5) その他会長の諮問する事項

4. 会長は、評議員会を招集し、その議長となる。
5. 評議員会の議決は、役員及び評議員の3分の1以上が出席し、かつ、その過半数の同意を必要とする。ただし、予め書面などをもって議案につき賛否の意思表示をしたとき、または委任状の提出などをもって委任の意を表したときは出席とみなす。
6. 評議員会は、議事録を作成して保管する。

【事務局】

- 第13条 本会には、会務を処理するため事務局を設け、事務局長及び若干の事務局員を置く。
2. 事務局長は、会長が幹事から選任する。また事務局長を補佐するため、必要に応じて会長が選任した事務局次長を置くことができる。

【総会】

- 第14条 通常総会は、毎年1回原則4月に開催する。
2. 通常総会は、会則の改廃、事業計画、事業報告、予算、決算の承認、役員及び評議員の選任、並びにその他重要事項を議決する。
 3. 臨時総会は、次の場合に開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 評議員会が必要と認めたとき
 - (3) 会員の3分の1以上または監事が会議の目的事項を示してその開催を請求したとき
 4. 総会の議長は、会長がこれに当たる。
 5. 総会の議事は、会員の5分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。ただし、予め書面などをもって議案につき賛否の意思表示をしたとき、または委任状の提出などをもって委任の意を表したときは出席とみなす。
 6. 総会は、議事録を作成して保管し、会員の求めに応じ閲覧に供する。

【委員会の設置】

- 第15条 評議員会の議決を経て、各種委員会を置くことができる。
2. 委員会の委員長は、会長が委嘱する。
 3. 委員会の委員は、委員長が委嘱する。
 4. 委員会は、議事録を作成して保管する。

【会計】

- 第16条 本会の経費は、会費、寄付金などをもってこれにあてる。
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

【規約の変更】

第17条 この規約の変更は、総会の承認を得なければならない。

付則

第1条 この規約は、平成26年4月18日より施行する。

第2条 60歳未満で一口5万以上の寄付を頂いた方は、60歳時点で終身会員とする。

第3条 この規約は2019年4月20日に一部改定する。

第4条 この規約は2020年4月30日に一部改定する。

第5条 この規約は2024年5月11日に一部改定する。

第6条 この規約は2025年5月24日に一部改定する。